

# 全木連時報

3月25日(火曜日)  
(第540号) (毎月25日発行)  
平成15年(2003年)

発行所  
社団法人 **全国木材組合連合会**  
編集長 後藤隆一  
東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580)3215  
URL <http://www.zenmoku.jp>

定価 年500円

『全木連時報』の購読料は年会費に含まれています。

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

## 労災保険料率が引き下げ

### 四月一日から施行

### 木材・木製品製造業は千分の二十一に

さる二月十九日、厚生労働省は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱を労働政策審議会に対し諮問した結果、同審議会労働条件分科会労災保険分科部の審議を経て、同審議会から厚生労働大臣に対して別掲の通り答申が行われた旨公表した。それによると、木材・木製品製造業、木材伐出業、その他の林業の労災保険料率を引き下げる等の改定が行われ、本年四月一日から施行されることになった。

これを受けて、二月二十日(木)午前十一時から虎の門パストラルにおいて、木材・木製品製造業ゼロ災推進全国事務局担当者会議・平成十四年度第四回木材・木製品部会合同会議が開催され、会議の冒頭、秋山協議会会長に代わって全木連久我会長が労災保険料率改訂に関して謝辞を述べた。(別掲)

当日はさらに厚生労働省の秋山労災保険財政数理室・室長補佐及び林野庁柳山林業労働対策室課長補佐から挨拶があった(別掲)のち、議事に入り、活発な意見交換等が行われ、正午過ぎに会議が終了した。

### 「労災保険料率等の改定について」

厚生労働省

厚生労働省は、平成十五年二月十九日、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改

施行規則の一部を改正する省令案要綱及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱を労働政策審議会に諮問し、同審議会労働条件分科会労災保険部会において審議が行われた結果、同審議会から厚生労働大臣に対して、別紙1(省略)のとおり答申が行われた。

1、労災保険料率等の改定について  
労災保険料率等については、平成十三年四月に改定したところであるが、近年、労働災害が大幅に減少していること等により、労災保険の引下げが可能な状況にあるとともに、今日の経済情勢の下で相対的に負担感が増している状況にあること等から、速やかに労災保険率等の見直しを行い、平成十五年四月に改定することとする。

また、木材伐出業及び「その他の林業」においては、作業の実態、業界事情等を勘案し、事業の種類を統合し「林業」とする。

2、介護(補償)給付の限度額等の引下げについて(省略)  
3、障害(補償)年金受給権者の定期報告に係る診断書添付の廃止について(省略)

〔林業関係の料率〕

林業の業種	現行料率	平成15年4月1日からの新料率
木材・木製品製造業	千分の23	千分の21(8.7%の引き下げ)
木材伐出業	千分の133	統合して「林業」とし千分の59
その他の林業	千分の39	
林業における1人親方	千分の53	千分の51(3.8%の引き下げ)

注：林業の業種統合後において、有期事業、継続事業、メリット制などの制度の扱いは現行制度が適用されるので、これまでと同様であり、変更はない。

### 目次

- 一面 労災保険料率の引下げ
- 二面 「木材産業シンボルマーク」の募集
- 三面 シックハウス対策講習会
- 四面 景況調査

4、施行期日 平成十五年四月一日

議事では、労働災害の現状

労災保険の収支状況について事務局から大要次の通り説明し、協力を要請した。

災害が減少しているものの景況の悪化等による事業量の低迷が背景にあること、

死亡災害が一件発生すると、初年度に労災保険会計から約5千万円以上が支出されるので、死亡災害の発生は労災保険収支に大きく影響すること、

林災防の死亡災害事例調査では、木材加工機械の稼働中の生産活動によらない、点検などの非定常作業による災害が多く発生し、未然に防げる可能性が高いものも多々あること、

千分の21の料率は、23の料率に比べ、毎年12億円、26の料率に比べ30億円の負担軽減となっている。過去の料率の引下げは、ゼロ災協議会の活動が評価されたものともいえること、

労災保険料率の引下げは、逆にいえば、保険収入がその分減少するので、災害を引下げ率以上に減少させないと収支率は悪化するようになること、

平成13年度は労災保険収入額が139億円、支出が183億円と44億円の赤字となったことから、収支率は1320%と前年の1316%よりは微増し、依然として危機的な水準となっていること、

木材木製品の労災保険収入は平成9年度までは200億円を上回っていたので、収支改善には、ゼロ災の推進に加え、経営革新を図ることが重要であること、

現状の収支率が130%を上回る水準にあることは平成15年4月から引下げでさらに収支は大きく悪化することが予想され、極めて憂慮されること、

ゼロ災が実現されれば保険料率が大幅に引き下げられ、個別事業所の負担が軽減されることになること、

木材・木製品製造業の労働災害防止の観点から、木材・木製品製造業界が一致団結してゼロ災運動・収支改善対策の推進等、抜本的な改善を図り、魅力のある産業としていくことが重要であること、

今後、林材業ゼロ災運動、労働災害防止対策、労災保険収支改善対策は、末端事業場まで含め、気を引き締めた防災活動を強力に実施することが極めて重要であること。

さらに、労災保険料率の改定と林材業ゼロ災運動の推進について各都道府県の事務局及び林野庁、林災防の担当者から大要次のような発言があった。

(高知県)

木材・木製品製造業について、今回の2ポイントの引き下げは年間12億円の負担軽減につながる。今後ともご指導いただきたい。(山形県)

会員の減少に伴う会費収入の減少などで木材産業は存亡の危機にあり、ゼロ災運動の推進にも支障をきたしている。

来年度の予算措置の中で支援措置などがあれば教えてほしい。

(片桐木材課長補佐) 15年度の新規予算に地域材利用体制整備事業があり、その中に地域木材産業体制整備事業がある。

従来からの事業であるが、木材産業の労働安全にも使えるものである。具体的には、安全パトロールや研修などに使えるので積極的に活用してほしい。

(二宮林災防常任理事)

労災保険上の業種は、木材と林業であるが、前回の料率改定の際、林業の関係が大変難しい状況があり、林業の労災保険のあり方を1年以上かけて取り組んだところである。通常の料率改定は16年度であったが、1年前倒して実施された。

林業の労災保険のあり方の検討会結果も今回の料率改定と同じ時期にまとまり、今回の措置につながった。林業の作業の中身が変わってきている。

これからは間伐のウエイトが高くなるが、本来、齢級の高い間伐は主伐と同様であるが、その辺の理解が進んでいない面がある。また、林業全体の作業の流れが変わってきている実態にある。チェーンソーで枝打ちしている事例が多くなっているが非常に危険であり、

関係地域の方と安全な作業について検討しているところである。

今後とも林材業のゼロ災運動を通じ、労働災害の減少、労災保険の収支改善に末端事業場まで積極的に推進してほしい。

最後に、今後とも中央、地方一体となつて一致協力してゼロ災に向けた積極的な活動を展開していくことを申し合わせ、合同会議を終了した。

別掲

(全木連久我会長挨拶要旨)

木材・木製品部会では、林材業ゼロ災運動の推進などを中心に、労働災害防止の徹底と労災保険収支の改善に努めてきたところであり、全国の事務局担当者、中央の部会構成団体の担当者のご尽力に對し改めて深く敬意を表します。

労働災害も着実な減少が図られ、木材木製品製造業の平成13年の死者数は、363人と前年に比べ89%減少し、14年についても減少が見込まれており、平成14年の死亡災害についても14名と前年よりは大幅に減少する見込みであります。

このような中で、幸い、厚生労働省の絶大なご配慮により、木材木製品の労災保険料率は、平成10年度から千分の23となつていたところであります。

この度、急遽、労働災害が大幅に減少していること、今日の経済情勢の中で相対的に事業者の負担

感が増していること等から、労災保険料率の見直しを行い、平成15年4月から改定されることとなりまし。この結果、木材木製品製造業は、千分の21に引下げられることとなりました。

災害を減少させ、保険収支を改善すれば、経済負担も大きく軽減させることが可能である。そのために林材業ゼロ災運動の強力な推進と合わせて企業の経営革新による保険増収を期待したいところであります。

経済環境の悪化や雇用不安、高齢化など極めて厳しい環境にあるが、労働災害防止の一層の徹底と経営革新を図り、林材業の発展に貢献していくことが重要な課題であるので、気持ち新たに、一致団結して課題の解決に向けて展開を図りたいのでよろしくお願い申し上げますとともに、ここに厚生労働省のご配慮に對して改めてお礼申し上げます。

(厚生労働省労災保険財政数理室 秋山室長補佐挨拶要旨)

平素の労働基準行政及び労働災害防止活動に感謝申し上げます。

昨日、労働政策審議会が開催され、労災保険料率改定の内容が妥当である旨の答申を得たところであり、木材・木製品製造業は、千分の23を千分の21とします。

労災保険料率は平成13年4月に改定され、本来はその3年後でありましたが、労働災害の減少、厳

しい経営状況の中で、相対的な負担の増加があるため、労災保険料率の改定を1年間前倒して行うこととなりました。

木材・木製品とは直接関係ありませんが、今回の改訂では、木材伐出業は千分の133の労災保険料率でありましたが、その他林業(千分の39の労災保険料率)と統合し、千分の59の料率とします。従来からの有期事業や継続事業、メリット制などの制度的な変更はありません。特別加入制度の林業の一人親方については、労働者に準ずる扱いですが、その料率は千分の53から千分の51に引き下げます。

特別加入は5つを除いて引下げます。木材・木製品製造業は今回の2厘の引き下げにより10億円浮くこととなるので、安全衛生活動の醸成に活用いただき、災害を大幅に減少させ、3年後の次の労災保険の料率改定に生かしていただきたい。

労災保険料率の査定は、単純に保険の収支状況で判断することになるため、今後の労働災害防止、労災保険収支改善対策になお一層の尽力と業界の発展を祈念します。

〔柳山林野庁林業労働対策室課長 補佐 挨拶〕

日頃から林業ゼロ災害運動を通じて、林業・木材製造業の災害防止活動労災保険収支改善対策推進の努力に対し、敬意を表するとともに、労働安全衛生対策について

協力をいただき厚くお礼申し上げます。

木材・木製品製造業の平成14年の労働災害は、死傷者数で243人(11月末累計の速報値)、死亡者数で14人と前年と比較するとそれぞれ減少傾向にあります。

しかしながら、林業、木材産業の災害発生状況は減少傾向であるものの、災害の発生頻度を他産業と比べた場合、依然として高いレベルにあります。末端事業場への巡回指導などを積極的に行い、災害の発生を未然

「木材産業シンボルマーク」を募集  
全木連創立50周年記念事業  
最優秀作品に50万円

(社)全国木材組合連合会は、本年3月、創立50周年を迎えるにあたり、広く「木材産業シンボルマーク」を募集する。

今、森林を適切に管理してCO<sub>2</sub>を固定した木材を利用し、森林を若返らせることは、地球温暖化防止に役立つため、木材利用の推進がますます期待されている。

木材は温かみがあり、調湿性があり、心身を癒し、環境負荷の少ない資材として、住宅、公共施設、リサイクル等広範囲に亘って利用されている。

木材産業が、木材利用推進に向けた新たな研究・開発に取り組み、21世紀にふさわしい環境配慮型産業として社会貢献を果たしていく

に防止することが重要であるので、今後についても厚生労働省、林業団体との連携により、林業の労働災害防止対策を強力に推進していただきたい。

このたび、労災保険の改定が行われることとなり、労働政策審議会から厚生労働大臣に対して答申され、実施は4月1日となります。

災害は起こさないといいゼロ災害の基本理念の下に災害防止対策、労災保険収支改善を積極的に展開され、労災保険の収支改善を図っていただきたい。

うえて、それをイメージした「木材産業シンボルマーク」(旗・バッチ・印刷物等に使用)を広く募集する。

最優秀作品1人・賞金50万円、優秀賞2人・各10万円、佳作5人・各3万円を贈呈。作品は未発表のものとし、年齢、性別、国籍、プロ、アマを問わない。

A4判白色用紙を使用(画材・色彩自由)し、作品の裏側に、作品の簡単な説明、住所(〒)、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、メールアドレス(お持ちの方)、電話番号、募集を何

で知ったかを書いたシート(手書き可)をテープで貼って、〒100-0014 千代田区永田町2-4-3 永田町ビ

ル6F (社)全国木材組合連合会  
「木材産業シンボルマーク」係へ  
郵送で応募すること。  
2003年5月31日(土)必着。問合せ先

木造住宅のシックハウス対策マニュアル講習会  
五月六日から全国五十二会場で開催

住宅のシックハウス対策を盛り込んだ改正建築基準法が本年七月一日から施行されることを受け、五月六日から六月二十日にかけて、全国五十二会場で「木造住宅のシックハウス対策マニュアル講習会」が開催される。主催は(財)日本建築センター、(財)建築環境・省エネルギー機構。

新基準は七月一日以降に着工される住宅に適用されることになっている。主な内容は、規制対象とする化学物質はクロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

クロルピリホスに関する規制は居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

ホルムアルデヒトに関する規制として内装の仕上げの制限と、換気設備の義務付け、天井裏等の制限を講じる というもの。

国土交通省では告示や政省令の改正を急ぐ一方、七月一日からの施行に向けて「シックハウス対策マニュアル」の作成にも取り組んでおり、このマニュアルが講習会のテキストになる。

電話 〇三 三五八〇 三二一五  
FAX 〇三 三五八〇 三三二六  
http://www.zemmoku.jp/  
E-mail info@zemmoku.jp)

【主催】財団法人日本建築センター、財団法人建築環境・省エネルギー機構

【問い合わせ先】(財)日本建築センター 情報事業部 (電話〇三 三四三三 〇七二六) また、建築物のシックハウス対策「マニュアル講習会」も五月六日から五月二十三日まで全国十四地域で開催される。

【開催時間】九時～十七時  
【受講料】一万五千元。

【主催、問い合わせ先】前述のとおり。

(注)一、各講習会とも、開催日の十日前までに往復はがきで申し込み(定員になり次第締め切り)

二、情報掲載URL  
http://www.bj.or.jp/src/ko-syuh.html#NEW

景況調査 = 全木協

2月分集計表 ( )内は実数

〔流通部門〕 モニター数131 回答数76 回収率58%

当月の状況

販売量	増加25% (19)	変わらず42% (32)	減少33% (25)
仕入量	増加18% (14)	変わらず45% (34)	減少37% (28)
販売価格	上昇0% (0)	変わらず89% (68)	下降11% (8)
仕入価格	上昇5% (4)	変わらず87% (66)	下降8% (6)

来月の見通し

販売量	増加39% (30)	変わらず50% (38)	減少11% (8)
仕入量	増加34% (26)	変わらず50% (38)	減少16% (12)
販売価格	上昇4% (3)	変わらず88% (67)	下降8% (6)
仕入価格	上昇9% (7)	変わらず86% (65)	下降5% (4)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	8% (5)	86% (57)	6% (4)
南洋材	6% (4)	84% (51)	10% (6)
北洋材	15% (9)	79% (48)	6% (4)
国産材	11% (7)	72% (45)	17% (11)
建材	11% (7)	74% (45)	15% (9)

乾燥材取引への関心度	高い	ほどほど	低い
	51% (36)	48% (34)	1% (1)

〔製造部門〕 モニター数114 回答数63 回収率55%

当月の状況

販売量	増加21% (13)	変わらず44% (28)	減少35% (22)
仕入量	増加16% (10)	変わらず46% (29)	減少38% (24)
販売価格	上昇3% (2)	変わらず89% (56)	下降8% (5)
仕入価格	上昇14% (9)	変わらず81% (51)	下降5% (3)

来月の見通し

販売量	増加37% (23)	変わらず49% (31)	減少14% (9)
仕入量	増加22% (14)	変わらず65% (41)	減少13% (8)
販売価格	上昇5% (3)	変わらず87% (55)	下降8% (5)
仕入価格	上昇14% (9)	変わらず78% (49)	下降8% (5)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	12% (4)	73% (25)	15% (5)
南洋材	4% (1)	79% (19)	17% (4)
北洋材	14% (5)	69% (24)	17% (6)
国産材	21% (10)	60% (29)	19% (9)

プレカットの動向	1ヵ月以内	1ヵ月	1ヵ月以上
受注後、加工までの待ち時間	81% (17)	19% (4)	0% (0)

「木造住宅のシックハウス対策マニュアル講習会」の主な日程

	開催地	開催日	会場	電話
東北地方	札幌	5/15	道新ホール	011-221-2462
	仙台	5/20	仙台市太白区文化センター	022-304-2211
関東地方	東京	5/6	社会文化会館	03-3592-7531
北陸地方	金沢	5/21	石川県文教会館ホール	076-262-7311
中部地方	名古屋	5/8	愛知県勤労会館講堂	052-733-1141
近畿地方	大阪	5/7	グランキューブ大阪	06-4803-5555
中国地方	広島	5/16	広島国際会議場	082-242-7777
四国地方	高松	5/22	香川県教育会館	087-833-0013
九州地方	福岡	5/12	FFBホール	092-431-7531
	那覇	5/23	自治会館	098-862-8181

「建築物のシックハウス対策マニュアル講習会」の主な日程

	開催地	開催日	会場	電話
東北地方	札幌	5/15	北海道青少年会館ホール	011-581-1141
	仙台	5/20	メルパルク仙台松島の間	022-792-8111
関東地方	東京	5/6	東京メルパルクホール	03-3459-5501
北陸地方	名古屋	5/8	名古屋市公会堂大ホール	052-731-7191
中部地方	大阪	5/7	大阪国際交流センター大ホール	06-6772-5931
近畿地方	金沢	5/21	石川地場産業振興センター大ホール	076-268-2010
中国地方	高松	5/22	四国新聞社7F大ホール	087-833-1113
四国地方	広島	5/16	広島国際会議場フェニックスホール	082-242-7777
九州地方	福岡	5/12	メルパルクホール福岡	092-525-0771
	沖縄	5/23	沖縄県青年会館大ホール	098-864-1780

お役に立ちます

林業・木材産業信用保証

平成14年4月から推進資金の貸付利率が下がりました。

(例 旧2.1% 新1.5%)

詳しくは、当基金、都道府県林務担当課、関係団体の当基金相談員、もよりの金融機関へお問い合わせ下さい。

林業専門の保証機関

農林漁業信用基金

後楽事務所(林業部門)

副理事長 高橋 勲

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12(林友ビル5階)

TEL 03(3813)5371 FAX 03(3812)8842

ホームページアドレス <http://www.mmjp.or.jp/kikin>

メールアドレス [kanrisitu@tokyo.email.ne.jp](mailto:kanrisitu@tokyo.email.ne.jp)